

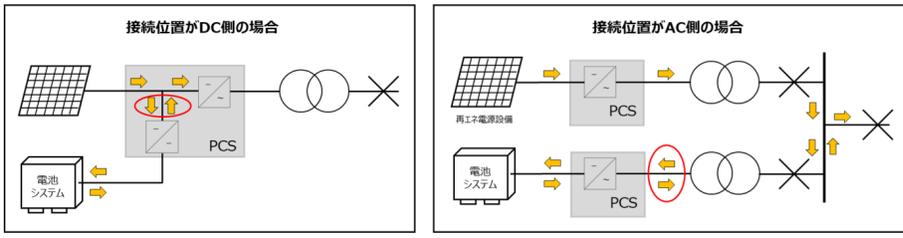
令和7年度補正予算 再エネ電源併設蓄電システム等導入支援事業

《よくあるご質問》

No.	質問内容	回答	公募要領
1	すでにオフサイトPPA契約を小売電気事業者、需要家と結んでいますが、この事業のために契約を変更する必要がありますでしょうか。	公募要領に記載の要件について、蓄電システムに係る要件について遵守することが契約等に盛り込まれている必要がありますので、基本的には契約内容の変更が発生するものと考えています。	P.11
2	現状、FIT認定又はFIP認定を受けていなくて、これからFIP認定を受けようと思っています。その場合であっても、申請時点で一般送配電事業者から、接続検討申込みの回答を得ている必要はありますかでしょうか。	新たにFIP認定を受ける場合であっても、申請時点で一般送配電事業者から、接続検討申込みの回答を得ている必要があります。	P.11
3	申請時点で、既にFIT認定又はFIP認定を受けています。蓄電システムを併設するために新たにFIP認定を受ける場合は、一般送配電事業者からの接続検討申込みの回答は不要と公募要領に記載がありますが、交付申請に当たって、一般送配電事業者への確認等は何か必要でしょうか。	既にFIT認定又はFIP認定を受けている場合においても、接続検討の扱いは系統状況によって変化する可能性もあるため、一般送配電事業者へ接続検討申込みの要否についてご確認ください。	P.11
4	蓄電システムの要件は、発電事業者が運用規程等を定めて運用すればよいでしょうか。	申請区分に応じて、以下内容を満たしていただく必要があります。 (I) FIP認定型の場合 FIP認定を受けた事業者の運用規程等において蓄電システムに係る要件が定められていること。 (II) 市場等取引型の場合 契約する特定卸供給事業者が、その契約において蓄電システムに係る要件を満たす運用を行うことが定められていること。 (III) オフサイトPPA型の場合 契約する小売電気事業者が、その契約において蓄電システムに係る要件を満たす運用を行うことが定められていること。	P.11
5	(II) 市場等取引型の申請において、発電事業者自らが市場取引を実施してもよいでしょうか。	(II) 市場等取引型の申請において、市場取引は、特定卸供給事業者を介して実施する必要があります。発電事業者自身が特定卸供給事業者を兼ねる場合は、申請可能です。	P.12
6	蓄電システムの「出力制御時」の定義について知りたい。	蓄電システムに係る要件における出力制御は、需給バランス制約による出力制御（優先給電ルールに基づく出力制御）を指します。なお、系統容量制約によるノンファーム制御については、SIIまでご相談ください。	P.11
7	需給ひっ迫時において、蓄電システムからの放電が不可（蓄電システムの充電量がゼロ）の場合、どういった対応が必要になりますでしょうか。	蓄電システムの充電量がゼロ、故障、メンテナンス等の理由により、放電できない場合を除き、可能な限り対応することが要件となります。	P.11
8	(III) オフサイトPPA型の場合、公募要領P.12の図では発電事業者、小売電気事業者、需要家の3者間契約等とあるが、2者間でそれぞれ契約を締結する場合も申請できますか。	2者間契約も申請自体は可能です。ただし、2者間契約のみのケースでは、A社、B社、C社の3者が存在する場合に、A社はB-C社間、B社はA-C社間、C社はA-B社間の契約に関与することができないため、蓄電システムを含めた運用について基本的な合意が確認できない可能性があります。そのため、可能な限り3者間での契約が望ましいと考えます。なお、審査の中で、契約内容等について確認させていただく場合があります。	P.12
9	発電所内にすでに蓄電システムがあり、蓄電システムを追加設置する事業は申請できますか。	蓄電システム一式として新たに導入され、かつ補助対象事業等の要件を満たす場合、申請可能です。	P.17
10	補助対象設備の要件②として電力系統に直接接続するものであることとありますが、受電点（一般送配電事業者との責任分界点）から見て需要設備を経由して蓄電システムを設置してもよいでしょうか。	受電点（一般送配電事業者との責任分界点）から見て、需要設備を経由して蓄電システムを設置することは不可となります。受電点から見て、直接蓄電システムを設置する必要があります。	P.17
11	補助対象経費として、現場管理費は認められますでしょうか。	設備設置工事に直接関与する費用（現場安全管理費等）は補助対象経費として認められる場合があります。 設備設置工事に直接関与しない費用（一般管理費等）については、補助対象外となります。	P.21
12	現状の発電所はオンライン制御に対応していないが、補助対象設備導入に併せて発電設備のPCSを改造し、オンライン制御に対応するようにする場合、発電設備に係る設備であっても補助対象になりますでしょうか。	既存設備の改造等に係る費用（発電設備に係るオンライン化のための改造費含む）は補助対象外となります。	P.22

令和7年度補正予算 再エネ電源併設蓄電システム等導入支援事業

「よくあるご質問」

No.	質問内容	回答	公募要領
13	(I) FIP認定型の申請では、FIP認定設備が原則2027年1月19日までに運用開始されていることが必要とありますが、(II) 市場等取引型、(III) オフサイトPPA型の場合の運用開始期限はありますでしょうか。	運用開始期限は定めていませんが、補助対象設備の試運転を実施するに当たり、系統からの電源を利用することが前提となりますので、試運転及び検収完了後、速やかに運用開始いただければと思います。詳しくは、公募要領をご確認ください。	P.24
14	交付決定後の契約・発注とは、補助対象外に係る内容についても実施する必要がありますか。	補助対象設備に係る契約・発注は、交付決定日以降に必ず実施いただく必要があります。補助対象外の内容に係る契約・発注時期については、特段制限等はありません。	P.46
15	1-4 補助対象事業の④の接続検討申込みの回答とは、具体的に何を指しますでしょうか。	交付申請時点において、接続検討申込みに対する回答を得ていることが最低限の要件となります。詳細については、交付申請の手引きP.43をご確認ください。	P.11
16	1-3 導入設備情報について、「系統側への定格出力」とありますが、具体的にはどの出力になりますでしょうか。	<p>下図の赤枠部分の出力です。</p> 	-
17	本補助事業において、系統から蓄電システムへ充電することは必須要件でしょうか。	系統から蓄電システムへ充電することについては必須要件ではありませんが、採点審査項目に該当します。系統充電に係る採点を希望する場合は、一般送配電事業者との系統連系申し込み状況を証明する書類を証拠としてご提出ください。	P.11,P.42
18	予定している実施スキームとして、複数の区分の要件を満たす申請を検討していますが、最終的な申請区分はどれを選択すればよいでしょうか。	申請区分については、申請者自身にて1つご選択ください。また、特定の区分が採択されやすいといったことはありません。そのうえで、ご不明点等がある場合は、申請前にSIIまでお問い合わせください。	-
19	「需要家」が同一敷地内に蓄電システムを設置する場合は対象になりますか。	対象外です。本事業は「発電事業者」が再エネ設備に蓄電システムを併設する事業を対象としています。需要側に設置する場合は、別途実施されている「DR家庭用蓄電池事業」「DR小規模業務産業用蓄電池事業」「大規模業務産業用蓄電池事業」等の補助金をご確認ください。	P.2
20	接続する発電所の出力（最大受電電力）は、原則、1.0MW以上となっていますが、1.0MW未満でも申請可能でしょうか。	公募要領に記載のとおり、接続する発電所の出力（最大受電電力）が、原則、1.0MW以上の発電所が対象となります。発電所の出力が、1.0MW未満で申請する場合は、個別SIIにご相談ください。	P.17
21	3者見積の最安値以外の業者に発注は可能でしょうか。	3者見積を取得した業者の中であれば、最安値以外の業者以外にも発注は可能です。ただし、その場合においても、補助対象経費が最安値だった見積金額を、上限として、補助金額を算出します。	P.36
22	1事業者あたりの申請数に上限はありますか。	1事業者あたりの申請数の上限はありません。	-
23	交付決定前に発注してしまいましたが、補助対象になりますか。	交付決定前に既に契約・発注等を行った場合は補助対象となりません。	P.46
24	交付決定はどのようにして確認できますか。	採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定を通知します。また、交付決定の内容はSIIのホームページで公開されます。	P.43
25	契約、発注等はいつから可能ですか。	補助事業に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。	P.46

令和7年度補正予算 再エネ電源併設蓄電システム等導入支援事業

《よくあるご質問》

No.	質問内容	回答	公募要領
26	将来用や予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	将来用設備や予備設備等に係る費用については、補助対象外となります。	P.22
27	同一資本関係にある見積依頼先から取得した見積書は有効ですか。	申請者と同一資本関係にある見積依頼先から取得した見積書は有効です。ただし、3者見積の見積依頼先の中で同一資本関係にある法人（関連会社等）が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得してください。	P.35